

虐待防止指針

介護老人福祉施設 麦久保園
短期入所生活介護 麦久保園

虐待防止に関する当施設の考え方

当施設では、施設サービス方針の具現化に向け、日々提供する福祉サービスにおいて、ご利用者の権利を擁護し、ご利用者が安心して生活を送る事ができるように、思いやりある支援を行います。職員として虐待に対する正しい知識をもち、虐待の防止及び虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- 1 身体的虐待・・・ご利用者の身体に外傷や痛みが生じ、又は生じるおそれのある暴力を加える、緊急やむを得ない場合を除いた身体拘束
- 2 心理的虐待・・・ご利用者に対する脅しや侮辱などの言動、無視や拒絶的な対応、本人の意思でない仮装
- 3 ネグレクト・・・ご利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他ご利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠る
- 4 性的虐待・・・ご利用者にわいせつな行為をする又はさせる、同意なくわいせつな画像等を見せる
- 5 経済的虐待・・・ご利用者の財産を不当に使う、希望する金銭の使用を理由なく制限する、ご利用者の財産から私的な利益を得る

虐待防止体制

虐待を防止するための体制及び、虐待通報またはご利用者サービスに対する相談体制、その責任を明確にし、ご利用者の権利を擁護する。

1 虐待防止対応責任者

虐待の責任主体を明確にするため、施設長を虐待対応責任者とする。

2 虐待防止受付担当者

当施設では虐待通報が適切に処理されるよう、生活相談員及び人権擁護委員会委員長を虐待防止受付担当者とする。

3 その他相談窓口

ご利用者サービスに対して、不安や相談がある場合、第三者委員を施設職員外の相談窓口とする。

4 人権擁護委員会

麦久保園では施設サービス方針に基づき、高齢者虐待を防止するために人権擁護委員会を設置する。

①設置目的

- ・虐待防止のため、ケアの現状を把握し、虐待の芽を紡ぐための協議、提言。
- ・不適切ケアの見直し及び相談・報告ができる体制整備。
- ・虐待が疑われるケースの検証、通報を含めた対応手順の確認。
- ・虐待が発生した場合の発生原因の分析、再発防止策の検討。
- ・指針や対応フローの整備、見直し。
- ・職員研修の企画、運営。

②委員

- ・施設長補佐を委員長とする。不在時には施設長補佐より任命を受けた者が代理する。
- ・委員会は施設長、施設長補佐、生活相談員、ケアワーカーを主体に、協議案件によって、介護支援専門員、医務職員等で構成する。

③委員会の開催

- ・原則毎月1回開催する。
- ・虐待が発生した場合には臨時開催する。

5 虐待防止のための職員等研修

職員等に対する虐待防止のための研修の内容は、基礎的内容等の適切な知識を習得・確認・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待の防止に努める。なお、職員研修（下記（１）（２））の内容は研修概要、資料、出席者等を記録し電磁的記録等により保存する。

（１）全職種を対象とした研修を年間２回以上実施する

（２）新入職員に対しては、勤務形態に関わらず、原則入職後１週間以内に研修を実施する

（３）ボランティア、実習生に対しては、オリエンテーションを行う

6 虐待等が発生した場合の対応

職員等が利用者への虐待を発見した場合は、別紙虐待が発生した場合の対応フローチャートに則り対応する。また、虐待が疑われる行為（不適切ケア等）の相談または報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、別紙不適切ケア確認時の対応フローチャートに則り対応する。

事実確認の結果、虐待または不適切ケアの事象が確認された場合には、その対応の改善を求めるほか、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

また、関係機関等から改善が求められた場合には、適切な対応を行う。

7 当該指針および記録の閲覧

当指針については、各部署に配布し職員はいつでも確認できるほか、ご利用者・ご家族の要望に応じ、いつでも閲覧することができる。

附則

この指針は、平成30年11月1日より施行する

【改定】	令和3年4月20日	
	令和4年9月1日	
	令和6年4月1日	適応事業の追加（短期入所生活介護）